

記載要領

- (1) 「世帯構成員」とは、妊産婦本人と生計を同一にしている者をいいます。本人も含めて世帯の全構成員を記載してください。
「扶養義務者」とは、配偶者、父、母、祖父母、兄弟姉妹、その他家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父、叔母等民法（明治31年法律第9号）第877条に定められている者です。
- (2) 「階層区分」の欄には、次により記号で記入してください。
 - ア 現在生活保護法の被保護者である場合（生活扶助のほか医療扶助等のみを受けている場合も含みます。）・・・A
 - イ Aにあたる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税が課税されていないか、又は免除になっている場合・・・B（ただし、本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によったときはBになるときでも、前年分所得税が課税されている場合はD）
 - ウ A又はBにあたる場合を除いて、前年分（不明の時は前々年分）所得税が課税されていない場合・・・C
 - エ A又はBにあたる場合を除いて、前年分（不明の時は前々年分）所得税が課税されている場合・・・D
- (3) 階層区分がDである者については、その所得税の年額を記入してください。
- (4) 「世帯外扶養義務者」については、世帯構成員以外で現に妊産婦本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合のみ記入してください。
- (5) 世帯構成員の階層区分について、それを証明する次の関係書類を添付してください。ただし、満18歳未満の世帯構成員で未就業のものであれば、証明書は不要です。
 - ア 階層区分Aの場合
被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長又は民生委員の証明書
 - イ 階層区分Bの場合
市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書
 - ウ 階層区分Cの場合
所得税の非課税であることの市町村長等の証明書
 - エ 階層区分Dの場合
所得税の課税額について照明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書